

市役所は8月6日(土)七夕期間中のため開庁しません
福生市個人情報保護条例が一部改正されました

◆個人情報保護制度が新しくなりました

個人情報保護条例は、自己の情報に限り、開示・訂正を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定めたものですが、法律（個人情報保護法）の施行等にあわせて、今回、新たに事業者についての個人情報保護義務、市民の権利として「利用訂正請求権」などを規定し、個人情報保護制度の充実を図りました。

◆主な改正点

①非開示情報を改正
開示請求に対する「開示しないことができる情報」の規定について、細分化・具体化し、人の生命、健康、生活または財産を保護するため開示が必要と認められる場合は開示できるようにしました（法令等で非開示を定めている場合を除く）。
②裁量的開示を規定
開示請求者の権利利益を保護するため特に必要があると認められる場合において、非開示情報が含まれていても、市の実施機関の判断により開示できるようにしました。
③第三者に対する意見書提出機会の付与について規定

◆自治功労表彰

福生市表彰式が行われました



市表彰条例に基づき、次の方々が7月1日の市制記念日に表彰されました。

- ▽選挙管理委員会委員として貢献 窪田成司氏
- ▽一般表彰
- ▽助役及び収入役として貢献 坂本昭氏
- ▽収入役として貢献 持田巽氏
- ▽自治功労表彰
- ▽選挙管理委員会委員として貢献 窪田成司氏
- ▽一般表彰
- ▽助役及び収入役として貢献 坂本昭氏
- ▽収入役として貢献 持田巽氏

- ▽農業委員会委員として貢献 笹本重男氏
- ▽町会長等として貢献 中野弘一氏
- ▽社会教育委員として貢献 柴藤壽恵子氏
- ▽社会福祉協力委員として貢献 木村ウメヨ氏、瀬戸嶋静香氏、上野清氏、細谷政子氏、澤井恵子氏
- ▽学校歯科医として貢献 三井田敏幸氏
- ▽交通安全推進委員会委員及び福生交通安全協会福生支部役員として貢献 森田茂雄氏、廣田英次氏、上野武男氏
- ▽保護司として貢献 石川保氏
- ▽社会福祉協力委員及び消防団員として貢献 並木和男氏

開示請求の内容に「第三者」の情報がある場合に、開示決定する際、開示請求者と第三者との権利利益の均衡を図るために、「第三者」について意見書提出の機会を与える旨を規定しました。
④利用停止請求権を規定
市民の自己の個人情報に関する権利について、細分化・具体化に開示請求権、訂正請求権に加え、「利用停止請求権」について新たに規定し、実施機関が規定に反した利用、提供等を行っていることを認められる場合について請求できます。
⑤事業者の個人情報保護について規定
個人情報の保有数にかかわらず、事業者の個人情報保護についての責務を定め、事業者に対する啓発、苦情処理について規定しました。

個人情報保護法が施行され、民間事業者に対して個人情報保護の義務が課せられることになりました。事業者がしなければならぬ主な事項は①個人情報利用目的の明確化②個人情報の適正な取得・利用目的を本人に明らかにすること③個人情報の内容を正確かつ安全に管理すること④個人情報を第三者に提供しないこと⑤開示・訂正・利用の停止などを行うことです。

◆個人情報を守るためには
・思わぬところで悪用される可能性もあります。「自分の情報は自分で守る」という意識が必要です。
・アンケートへの回答などを通じて収集されることもあります。個人情報をおまかせに提供しないことも大切です。
・悪質な事業者は、個人情報を架空請求等に悪用することもあります。ご注意ください。

◆民間事業者の個人情報保護

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、民間事業者に対して個人情報保護の義務が課せられることになりました。事業者がしなければならぬ主な事項は①個人情報利用目的の明確化②個人情報の適正な取得・利用目的を本人に明らかにすること③個人情報の内容を正確かつ安全に管理すること④個人情報を第三者に提供しないこと⑤開示・訂正・利用の停止などを行うことです。

横田基地での演習について

米軍横田基地で7月24日(日)から29日(金)(午前6時～午後10時)の間、大型拡声器(パブリック・アドレス・システム)を使用する「運用即応演習」が予定されています。市では、米軍に対し、演習時の大音量のサイレンや模擬爆発音などによる影響が基地外に及ばないように措置すること等の要請を行っています。※サイレンの吹鳴の際は、確認のうえ、演習であることを防災行政無線でお知らせします。

警護出動訓練について

7月26日(火)から29日(金)の間、陸上自衛隊による「警護出動訓練」が予定されています。この訓練は、自衛隊法第81条の2に基づく警護出動に関する訓練で、基地警備における米軍との共同訓練です。訓練には、陸上自衛隊第一師団の約100名が参加します。なお、個人装備火器(小銃・拳銃)の空砲等及び各種車両が使用される予定です。
問合せ 秘書広報課 基地・渉外担当

8月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談 行政相談	2日(火)	午後1時30分～4時30分	商工会館2階会議室	
登記相談	4日(木)			
相続・遺言等暮らしの手続き相談	9日(火)			
法律相談	5日(金) 10日(水) 17日(水) 24日(水)			
交通事故相談	18日(木)			
税務相談	25日(木)			
女性悩みごと相談	福生市 10日(水) 24日(水)	午前9時～午後0時50分	市役所1階市民相談室	福生市・羽村市在住の女性の方でしたらどちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の2週間前まで電話で福生市市民相談係 ☎551・1511、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。
羽村市との共同事業	羽村市 3日(水) 17日(水) 31日(水)	午後1時30分～4時20分	羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室	
少年相談	19日(金)	午前9時～午後5時	市役所1階市民相談室	予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎0426・42・1677へ。
高齢者職業相談	16日(火)	午後1時30分～4時30分	市役所1階市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火曜～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	25日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほか ● 市政・市民相談 ● 国民年金相談 ● 母子・寡婦相談 ● 育児相談 ● 体力スポーツ相談 (以上 ☎551・1511 市役所代表)、● 心の相談 ● 成年後見相談 ● 福祉サービス苦情相談 ● 権利擁護相談 (以上 ☎552・2121 福祉センター)、● 教育相談 (直通 ☎551・7700) がありますのでお気軽にご相談ください。

《聴覚障害者の方へ》 広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。問合せ 秘書広報課 市民相談係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	808	-135	196	-2
昼間(午前7時～午後7時)	621	-72	145	9
夕刻(午後7時～午後10時)	164	-54	51	-10
夜間(午後10時～午前7時)	23	-9	0	-1
最高音圧レベル(デシベル)	121	5	103	5